## 災害ハザード区域の確認方法

#### 浜松市防災マップ等で、申請地が下記の災害ハザード区域に該当するか確認して下さい。→P.2

/ <u>確認する区域</u> レッドゾーン イエローゾーン	R5.6 時点
災害危険区域_1号指定区域(急傾斜地崩壊危険区域と同じ) 口砂防三法_急傾斜地崩壊危険区域	
災害危険区域_2 号指定区域 ※浜松市防災マップでは確認できないため「静岡県地理情報システム」で	ご確認して下さい。→P.3
<mark>地すべり防止区域</mark> ロ砂防三法_地すべり防止区域	
<mark>急傾斜地崩壊危険区域</mark> 口砂防三法_急傾斜地崩壊危険区域	
<mark>土砂災害(特別)警戒区域</mark> ロ急傾斜地の崩壊 ロ土石流 ロ地すべり	
<mark>土砂災害 警戒区域</mark> 口急傾斜地の崩壊 ロ土石流 ロ地すべり	
<mark>洪水浸水想定区域(想定最大規模)</mark> □天竜川 □都田川 □井伊谷川 □釣橋川 □馬込川 □芳川 □安間/ □気田川 □水窪川	口阿多古川 口二俣川
※浸水被害想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域は浜松市で	で指定なし

### <mark>レッドゾーン</mark>の場合

開発(建築)不適区域です。ただし、災害危険区域内における建築制限解除等の見込みがある場合は 開発(建築)可能です。

#### イエローゾーンの場合

土砂災害警戒区域のうち以下の区域は開発(建築)可能です。

〇避難場所までの安全な避難経路等を確認できる土地の区域

浸水想定区域のうち以下の区域は開発(建築)可能です。

- O最大規模の降雨により3m未満の浸水が想定される区域であり、避難場所までの安全な避難経路等を確認できる土地の区域
- O最大規模の降雨により3m以上の浸水が想定される区域において、地盤面の高さが造成等により想定浸水深3m未満となり避難場所までの安全な避難経路等を確認できる土地の区域

詳しく別資料の「地盤嵩上げにより想定浸水深 3m未満となる地盤面の判断例」を確認してください。 ※該当地の場合、令和5年10月からは「報告書(災害ハザードエリア・避難所)」の提出が必要です。

# 浜松市防災マップでの確認方法

(浜松市防災マップ:<u>https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/map/index.html</u>)

#### 1. 申請地の検索

検索ボックスに申請地の町名・地番を入力、検索します。



### 2. 災害ハザード区域の確認

申請地が確認できるまでズームします。確認をする区域のレイヤーのチェックボックスにチェックを入れて ください。複数の区域を同時にチェックすると、どの区域のレイヤーが掛かっているか判断できないため、一 つずつ確認してください。



※洪水浸水想定区域は想定最大規模のレイヤーで確認してください。

## 災害危険区域\_2号指定区域の確認方法

(静岡県地理情報システム:<u>https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/tsunami.html</u>)

<mark>災害危険区域\_2 号指定区域</mark>は開発不適区域です。ただし、建築制限解除等の見込みがある場合は開発可能で す。

#### 1. マップの切り替え

静岡県地理情報システムのスタート画面ではハザードマップが表示されているため、建築関連情報のマップ に切り替えます。



- ① 左上の「切替」をクリック
- ② 「建築関連情報」をクリック
- ③ 「宅造規制区域・災害危険区域」をクリック



#### 2. 申請地の検索・災害ハザード区域の確認

① 検索ボックスに申請地の町名・地番を入力、検索します。



- ② 画面左下に表示された検索結果から申請地を選択します。
- ③ 申請地が確認できるまでズームし、選択中のレイヤーを「災害危険区域2号」のみにします。

